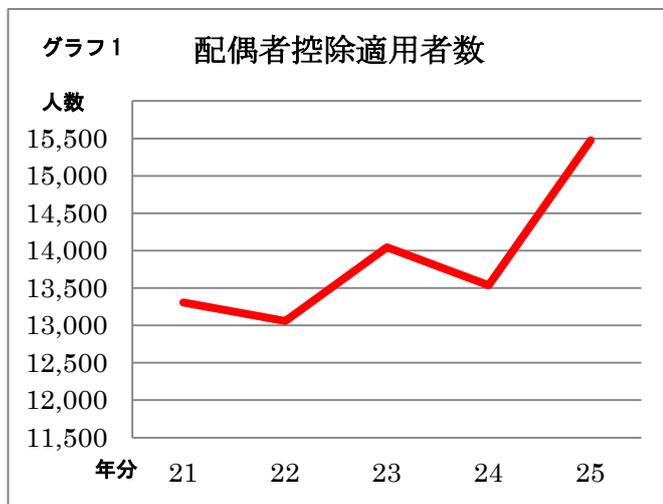


配偶者控除で住宅等をもらう人が増えている

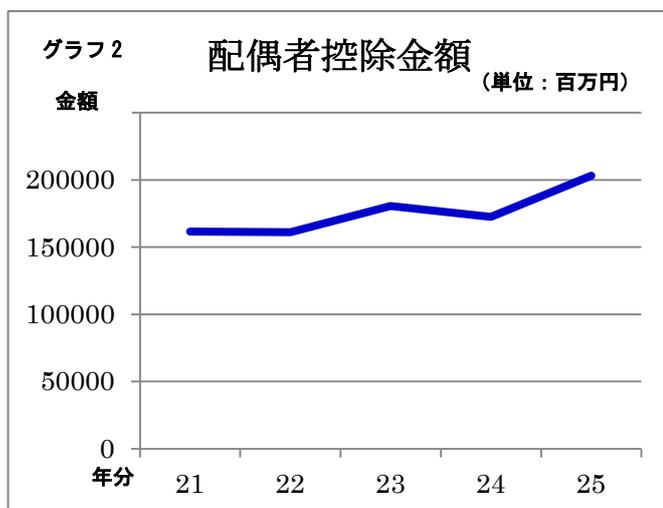
1. 平成25年は、1万5千人を突破

平成25年中に「贈与税の配偶者控除」、いわゆる配偶者控除の適用を受けて、住宅や住宅を取得するための資金をもらった人が、1万5474人とここ5年で初めて、1万5千人を突破、前年に比べ14%も増加しています（グラフ1参照、国税庁の統計から作成）。これは国税庁の統計からわかったものです。



2. 控除金額は2千億円突破

また、配偶者控除の適用を受けて控除された金額は、約2,030億円に上りました（グラフ2参照）。2千億円の台回復は平成18年以来7年ぶりです。



3. 「贈与税の配偶者控除」とは

「贈与税の配偶者控除」とは、20年以上連れ添った夫婦間の贈与で認められている優遇税制として知られている制度です。住宅（居住用不動産）やそれ取得する

金銭をもらった場合、贈与税の計算上、贈与された住宅の評価額や金銭などの課税価格から基礎控除110万円のほかに最高2,000万円控除できるというものです。

ポイントは、もらった翌年の3月15日まで住宅に入居し「その後引き続き住み続ける見込みである場合」に限って、この「贈与税の配偶者控除」が適用される点です（相続税法21条の6第1項）。お金をもらった場合には、その翌年の3月15日までに住宅等を取得することが前提です。

相続税との関係では、相続開始前3年以内に住宅や住宅取得資金の贈与を受けていた場合でも、配偶者控除の対象となる金額は相続税の計算上加算されることが特筆されます。

4. 増加の背景に相続税増税

平成25年3月に成立した、平成25年度税制改正関連法では、相続税の基礎控除4割引下げ（相続税増税）を含む資産課税の大改革が行われました。

これにより、相続税の課税対象者は1.5倍になるとの財務省のアナウンスもあり、広範囲に及ぶ増税の影響が懸念されました。

税制改正関連法の影響は、生前贈与の動向を見る限り、制度施行前の平成25年からあつたと言ってよさそうです。すでに見たように贈与税の配偶者控除の適用状況もそのようなことを示唆していますし、申告対象となった贈与全体の統計も見ても、前年に比べ金銭ベースで約17%増加していることがわかります（表1参照、国税庁の統計から作成）。

表1

	23年	24年	25年
人数	340,243	355,924	401,716
金額	1兆6248億円	1兆5797億円	1兆8591億円

5. 今後のこと

配偶者控除は、生前に「財産分与」する意味あいで、利用する向きも少なくないようです。無論、「住み続けること」が大前提ですが、慮外の事態により住宅の換金が必要になったら居住用財産を譲渡した場合の3,000万円特別控除が夫婦で使えるように、名義を共有にしておくという狙いもあるようです。今後、こうした発想で配偶者控除を利用する方はもっと増えるかもしれません。